

令和4年度概算要求における「ひきこもり支援」関連施策予算

ひきこもり支援

- ひきこもり支援推進事業 29.8億円
- ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信 1.5億円
- ひきこもり支援実施機関支援力向上研修 0.4億円

子供・若者支援分野との連携

- 子供・若者総合調査 0.6億円
- 子供・若者支援体制の整備推進 0.5億円
- 子供・若者支援に当たる人材の養成 0.3億円
- 子供・若者育成支援のための地域連携推進 0.2億円

消費者行政分野との連携

- 地方消費者行政強化交付金 28.5億円の内数
- 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業 0.6億円

不登校支援

- 不登校児童生徒に対する支援推進事業 2.4億円

精神保健福祉分野との連携

- こころの健康づくり対策事業 0.2億円

就労支援分野との連携

- 地域若者サポートステーション事業 46.7億円

農林水産分野との連携

- 農山漁村振興交付金（農福連携対策）
〔 農業連携支援事業、農福連携整備事業
普及啓発等推進対策事業、ユニバーサル農園導入事業 〕
102.1億円の内数

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

4年度概算要求額：31.7億円
（3年度予算額：13.0億円）

都道府県（指定都市）域



後方支援

都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター



《事業内容》

■センター機能

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催 ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動 ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑨市町村（行政区）・支援機関に対する後方支援

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員人材研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

後方支援

新 都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターの サテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



②小規模市町村等における 体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 〔参考〕サポート事業等
国1/2、市町村1/2
- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

国

○地域社会に向けた普及啓発

新 国が実施する人材養成研修

〔対象〕

- ・ひきこもり地域支援センター職員
- ・市町村の相談窓口職員

一般市町村

新 ひきこもり地域支援センター

※将来的に、全ての中核市への設置を目指す

《事業内容》

■センター機能

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員養成研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村

新 ひきこもり支援 ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ①相談支援（窓口周知） ①～③は必須
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村

ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑪サポーター養成研修の実施

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

市町村域

内閣府におけるひきこもり対策関連施策

R4 概算要求額1.6億円 (R3予算額1.1億円)

子供・若者総合調査

R4 概算要求額 0.6億円 (新規)

子供・若者に対し、ひきこもり等の行動面と、自己肯定感や居場所に関する認識など意識面の調査をあわせて実施。

その際、子供・若者世代の特性や問題を明らかにするため、中高年世代にも同様の調査を行い、それらの結果を多角的に分析することにより、エビデンスベースでの施策の改善等に資する。

子供・若者支援体制の整備推進

R4 概算要求額 0.5億円 (R3 予算額 0.5億円)

ひきこもりなど困難な状態にある子供・若者に対し、地域における様々な機関がネットワークを形成して支援する「**子ども・若者支援地域協議会**」、子供・若者の育成支援に関する相談にワンストップで応じる「**子ども・若者総合相談センター**」の地方公共団体における設置加速及び機能向上を図るため、アドバイザーの派遣や研修・会合の開催、好事例の提供等を実施するとともに、各地の協議会・センター間の連携による全国的な共助体制を構築。

子供・若者支援に当たる人材の養成

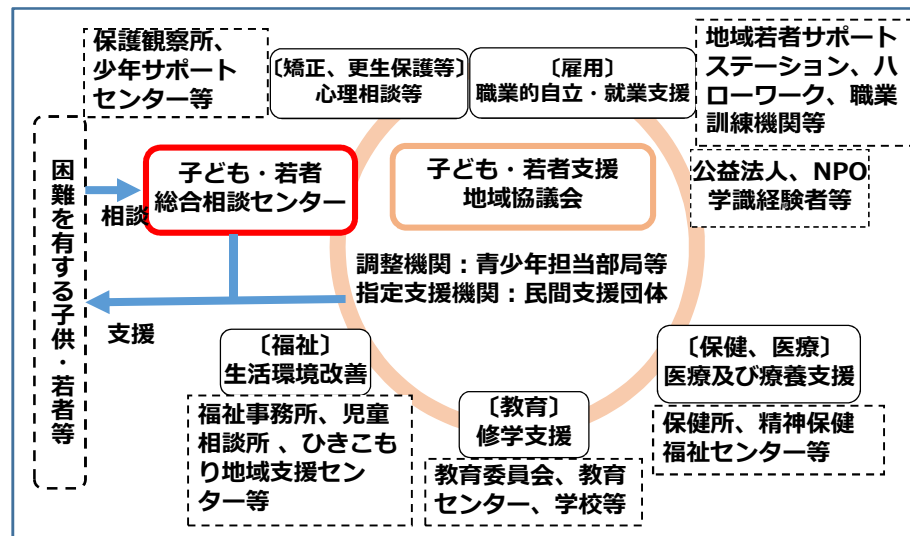
R4 概算要求額 0.3億円 (R3予算額 0.3億円)

ひきこもりなど困難な状態にある子供・若者の支援に当たる専門人材の養成及び資質の向上を図るため、アウトリーチ（訪問支援）や相談業務に関する研修を実施。

子供・若者育成支援のための地域連携推進

R4 概算要求額 0.2億円 (R3予算額 0.4億円)

地域において子供・若者の育成支援活動を行っている官民の関係者（若者を含む）を対象として、家庭、学校、地域等が一体となった取組を推進するため、研修を実施。



地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和4年度概算要求額 **28.5億円**（令和3年度予算額 18.5億円）

事業概要・目的・必要性

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要。
- 地方消費者行政においては、①消費者の利便性向上、感染症対応、人口減社会への対応を見据えた、相談業務等のデジタル化や自治体連携の推進、②消費生活相談員数の大幅減に対応した新たな担い手の確保等による相談機能の維持・充実、③新たな生活様式下で孤独・孤立にある消費者に対する地域の見守り力の強化は喫緊の課題。
- 令和4年度は、地方消費者行政強化交付金を通じて、①デジタル技術や自治体連携の活用、②消費生活相談員が活躍できる環境の整備、③孤独・孤立した消費者などへの対応、に取り組む地方公共団体の取組を重点的に支援する。
- これまでと同様、「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱を維持する。
 - ① 地方消費者行政強化事業
地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体に対して、複数年の計画的な取組を支援。
 - ② 地方消費者行政推進事業
平成29年度までに「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1/2補助＞

○重点事業

- ① デジタル技術・自治体連携を活用した体制強化
(テレビ会議、メール、SNS等による相談受付等に必要な経費、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップ等に必要な謝金・旅費等を補助)
- ② 消費生活相談員が活躍できる環境の整備による相談機能の維持・充実
(指定消費生活相談員・主任相談員の活動費、相談員のメンタルケアの取組、デジタル化等への対応力強化、専門家派遣に必要な経費を補助)
- ③ 孤独・孤立した消費者への地域の見守り力の強化等
(デジタル化に対応することが困難な消費者への支援、孤独・孤立した消費者の見守り活動やフードバンクの取組等に必要な経費を補助)

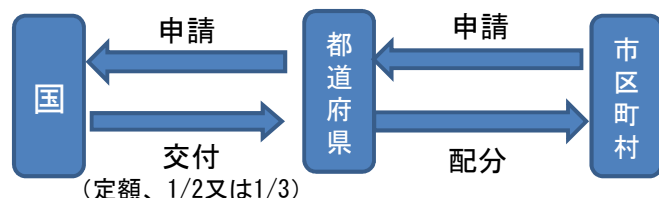
(1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

- ① 情報化の推進
- ② 自治体連携の促進による相談体制の維持・充実
- ③ 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- ④ 消費者教育・啓発への取組
- ⑤ SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- ⑥ 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

(2) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政の情報化・自治体間連携、相談員が活躍できる環境の整備、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる地域体制の維持・充実を確保。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現。

孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業 (消費者庁消費者制度課)

令和4年度概算要求額 60百万円 (新規)

事業概要・目的・必要性

【目的・必要性】

○ コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットとなりつつある。

※マルチ商法雑誌が孤独・孤立した女性をターゲットとする特集

○ 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。

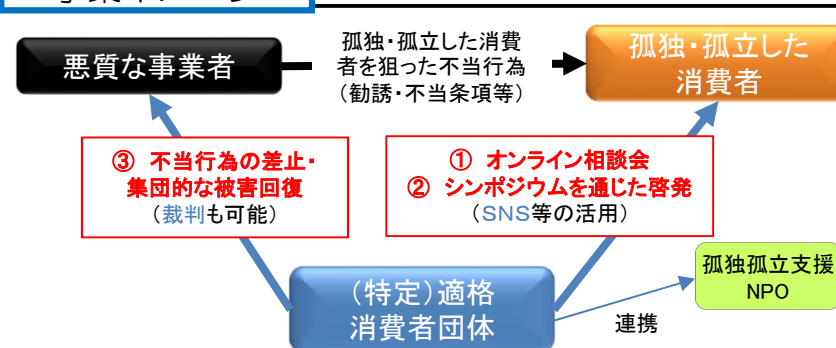
○ そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立した消費者への重点的な対応が必要。

【概要】

○ 孤独・孤立を支援するNPOと連携して、オンライン相談会を実施し、孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復を図る。

○ 孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催（オンライン配信）することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

事業イメージ



※ 事業者の不当行為の差止を請求できる特別なNPO等 (内閣総理大臣の認定、全国21団体) 特に認定された特定適格消費者団体は、集団的な被害を回復する裁判も可能(全国3団体)

○ (特定)適格消費者団体が孤独孤立支援NPOと連携し、オンライン相談会を開催し、孤独・孤立した消費者の消費者被害事案を把握するとともに、差止請求・被害回復の実施を支援する。

○ (特定)適格消費者団体が、シンポジウムを開催 (オンライン配信) し、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

資金の流れ



期待される効果

○ 支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害の防止・回復を促進できる。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

2.4億円
1.9億円)



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は7年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約18万1千人）
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（**実施回数を拡充**）。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（**支援員の拡充**）。

✓教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 （関連施策）

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度概算要求額 98億円

1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
3. 補助率 1/3

支援スタッフの配置 （関連施策）

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和4年度概算要求額 46億円の内数

1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 （関連施策）

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和4年度概算要求額 22億円の内数

1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県
3. 補助率 1/2

実施主体	都道府県 政令指定都市
------	----------------

補助割合	国 1/3 都道府県・政令指定都市 2/3
------	--------------------------

補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等
--------	--------------------

こころの健康づくり対策事業

 令和3年度予算額
 20,400千円 →

 令和4年度要求額
 20,400千円

目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

①PTSD対策専門研修

【研修内容】

- ・トラウマとPTSD、PTSDの治療、災害時の心理的応急処置、子どものトラウマ
- ・PTSDの診断・治療・ソーシャルワーク、PTSDの心理療法（グループワーク）
- ・犯罪・性犯罪被害者の対応 など

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等
----	---------------------------

②思春期精神保健研修

【研修内容】

- ・児童思春期精神保健の網羅的な系統講義、グループディスカッション等の実践的研修
- ・「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修 など

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等
----	---------------------------------------

③心のケア相談研修

※令和3年度～

【実施内容】

自然災害、犯罪被害、事故、新型コロナウイルス感染症等の感染症等に起因した心のケアに関する相談に対応するための知識・技術等を習得するための研修を実施。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象	精神保健福祉士、公認心理師、保健師等
----	--------------------

④心のケア相談地方研修

※令和3年度～

【実施内容】

都道府県、指定都市における自然災害、犯罪被害、事故、新型コロナウイルス感染症等の感染症等に起因した心のケアに関する相談体制を構築するため、③の「心のケア相談研修」を受講した精神保健福祉士、公認心理師等が中心になって、研修を実施。

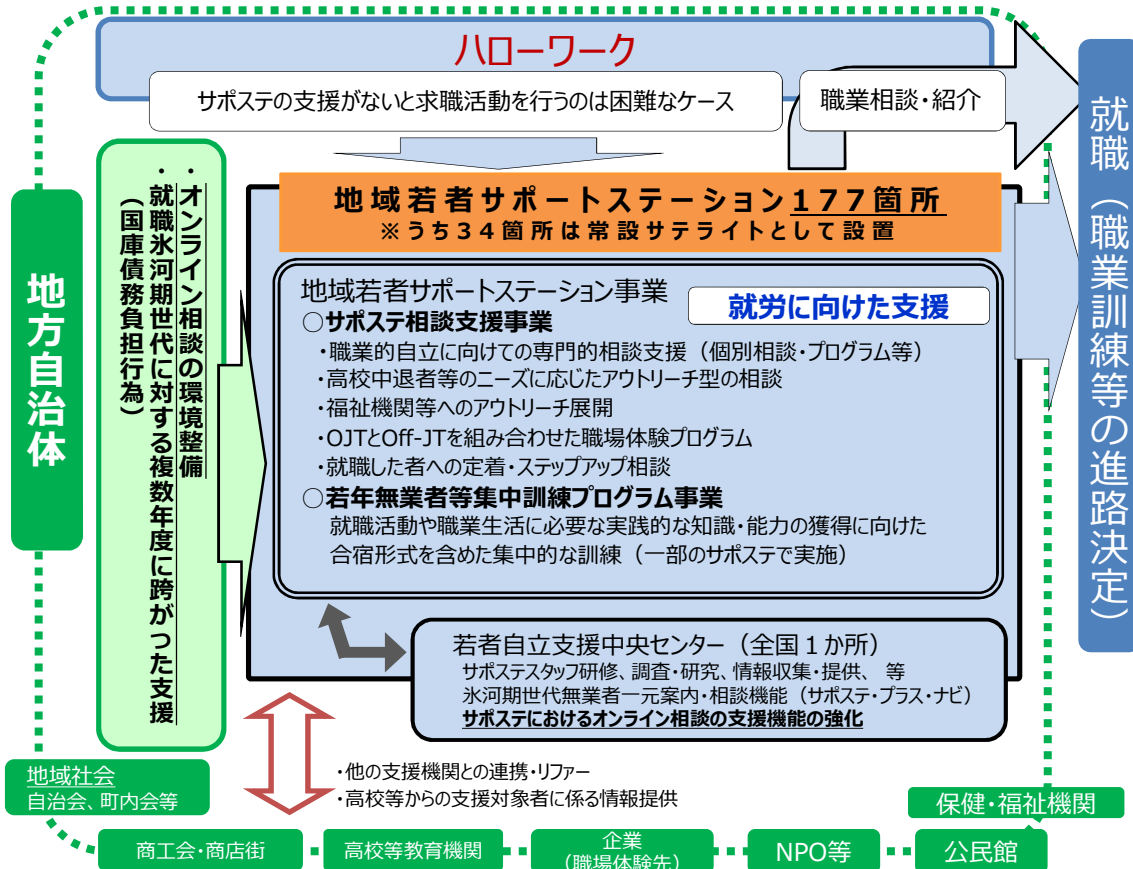
【実施主体】

都道府県、指定都市 ※補助率：1/2

対象	地域の精神保健福祉士、公認心理師、保健師等
----	-----------------------

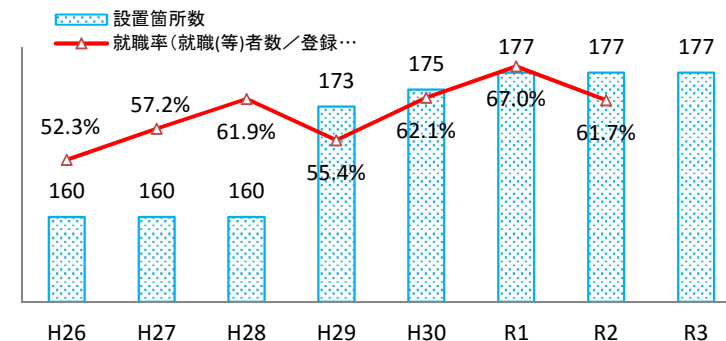
- 若年無業者（ニート※1）にいわゆる就職氷河期世代を加えた無業者は増加傾向にあり、令和2年においては134万人に達している。
- これらの者の就労を支援することは、若者等の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要である。
- そのため、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けた専門的相談支援、高等学校・福祉機関等へのアウトリーチ相談、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施する。

※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～49歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等



【サポステの実績】

進路決定者数(人)	うち就職等者数(人)	登録者数(人)	就職等率(%)	総利用件数(件)	相談件数(件)	セミナー等参加者数(人)
10,294	9,758	15,822	61.7%	435,468	242,568	126,641



- * 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定、さらに平成29年度より、雇用保険被保険者であることを書類により確認できる場合に限定
- * 平成30年度より、「就職等」とし、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等の雇用・就労に配慮した**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、現場の課題に即した**都道府県**の取組、多世代・多属性の交流・参加の場となる**ユニバーサル農園**の開設等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額(上限150万円等)】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した生産施設や安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2(上限1,000万円、2,500万円等)】

3. 普及啓発等推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成、農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化等を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額(上限500万円等)】

4. ユニバーサル農園導入事業

多世代、多属性の人々が農業を通じた交流・参加の場として利用し、生きがいづくりや癒しの提供等の効果もたらすユニバーサル農園の試行運用及び開設に必要な施設等の整備を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額(上限150万円)、1/2(上限1,000万円)】

<事業イメージ>



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



作業マニュアル作成



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設



処理加工施設



優良事例の表彰



人材育成研修



園地、園路整備



休憩所

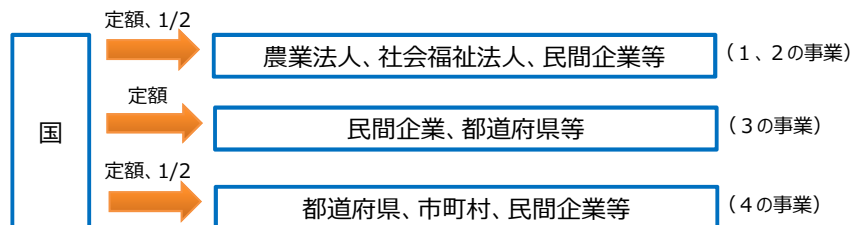


体験農園の管理

（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)